

## かがわ腎臓病療養指導士の会 会則

### 第1章 総則

第1条 本会は「かがわ腎臓病療養指導士の会」と称する。

第2条 本会は事務局を「香川大学医学部附属病院」に置く。

〒761-0793 香川県木田郡三木町池戸 1750-1

TEL・FAX : 087-891-2308 (血液浄化療法室)

### 第2章 目的・事業

第3条 本会は香川県において腎臓病療養指導士が医師・行政・日本腎臓病協会と連携してチーム医療と病診連携を行うことにより、それぞれの医療環境において質の高い腎臓病診療を提供し、腎臓病療養指導士を育成することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 行政や香川県慢性腎臓病協議会との連携
2. 病診連携
3. 研修会や連携セミナーへの参加
4. 学会発表
5. かがわ腎臓病療養指導士の育成

### 第3章 会員

第5条 本会の会員は以下の通りとする。

香川県に在住あるいは勤務する腎臓病医療に興味のあるものとする。

### 第4章 役員

第6条 本会は以下の役員を置き、会の運営にあたる。

顧問 1名 (香川大学医学部附属病院 祖父江 理)

会長 1名

世話人 若干名

第7条 会長は、かがわ腎臓病療養指導士の会から推挙される。かがわ腎臓病療養指導士の会は会員の中より世話人会の議を経て選出される。

第8条 世話人は世話人会を組織し、年1回以上の世話人会を開催する。

会則および施行細則に定める事項のほか、本会の維持と運営に関する重要な事項を審議する。世話人会は本会の議決機関である。

会長は本会を代表し、会務を統括する。

第9条 会長の任期は設けず、世話人会にて選任する。

## 第5章 会議

第 11 条 本会の会議は以下のように行う。

1. 会長は原則として年1回、さらに必要と判断したときに世話人を招集し、議長として運営にあたる。
2. 世話人会は世話人より構成される。
3. 世話人会は世話人の過半数の参加をもって決定する。
4. 議長は、議事、議決および経過について議事録の作成を指示し、事務局が作成、これを保管する。

第 12 条 本会の研修会は原則として年1回以上開催する。

## 第6章 資産および会計

第 13 条 本会は経費を持たない。その他必要な経費の発生時には、事務局と相談する。

第 14 条 本会の研修会は業者協賛で開催し、参加費を設けない。

## 第7章 会則の変更

第 15 条 本会会則の変更は、世話人会の議を経て決定される。

## 第8章 補則

第 16 条 この会則に定めない事項およびその他の細目は、世話人会の議決を経て、別に定める。

第 17 条 本会則は 2023 年 11 月より発行する。

## 第9章 個人情報取り扱いについて

第 18 条 本会は、会員の個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に関する法律、その他関係法律を遵守する。

1. 本会は、会員の個人情報を以下の目的の範囲内で利用する。
  - (1) 会員管理 (LINE ポイント、資格認定・更新等) のため
  - (2) 本会が主催または共催する研修会、講習会の案内・運営のため
  - (3) かがわ腎臓病療養指導士に関する情報提供のため
  - (4) その他、本会の目的達成に必要な範囲内での利用のため

第 19 条 本会は、法令に基づく場合を除き、会員本人の同意なく個人情報を第三者に提供しない。

1. 本会は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等を防止するため、適切な安全管理措置を講じる。
2. 会員は、自らの個人情報について、開示・訂正・削除を求めることができる。